

平成26年12月定例会

総務委員会説明資料

経営戦略部

監察局

出納局

目 次

I 提出予定案件	
1 一般会計・特別会計予算	1
(1) 地方債	1
2 その他の議案等	2
(1) 条例案	2
(2) 当せん金付証券の発売について	5

I 提出予定案件
 1 一般会計・特別会計予算
 (1) 地方債

一般会計
 (ア) 変更

(単位：千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
市町村振興事業	2,151,000	2,251,000	証書借入又は証券発行 (他の地方公共団体と の共同発行を含む。)	年5%以内(ただし、利率 見直し方式で借り入れる資 金について、利率の見直し を行った後においては、当 該見直し後の利率)	融資機関の融資条件による。ただし、 必要の生じた場合は全部若しくは一部 繰上償還し、又は借換えすることので きる。
防災事業	3,200,000	3,200,000			
社会福祉事業	12,000	12,000			
環境衛生事業	10,000	10,000			
保健所事業	120,000	120,000			
農地事業	1,624,000	1,624,000			
林業治山事業	2,361,000	2,361,000			
水産事業	362,000	362,000			
土木管理事業	355,000	355,000			
道路橋りょう事業	6,764,000	6,764,000			
河川海岸事業	4,629,000	4,925,000			
港湾事業	831,000	831,000			
都市計画事業	879,000	879,000			
住宅事業	161,000	161,000			
警察関係事業	38,000	38,000			
教育総務事業	400,000	400,000			
高等学校整備事業	2,612,000	2,612,000			
特別支援学校整備事業	160,000	160,000			
土木施設災害復旧事業	3,052,000	3,052,000			
公用公共用施設災害復旧事業	93,000	93,000			
臨時財政対策債	30,000,000	30,000,000			
計	59,814,000	60,210,000			

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県行政手続条例の一部を改正する条例 (人事課行政改革室)

(7) 改正の理由

行政手続法の一部が改正されたことに鑑み、法律又は条例の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度を整備する等の必要がある。

(1) 改正の概要

- a 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をすれば、県の機関が許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項等を示さなければならぬこととする。
- b 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと判断するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができるとする。
- c 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと判断するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができるとする。
- d その他所要の整備を行うこととする。

(ウ) 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

イ 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (人事課行政改革室)

(ア) 改正の理由

地方自治法の規定による市長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市が処理することとする等の必要がある。

(イ) 改正の概要

- a 市が処理している母子及び父子並びに寡婦福祉法の事務の範囲を改めることとする。
- b 母子及び寡婦福祉法及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部改正に伴う所要の整理を行うこととする。
- c マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととする。

(ウ) 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、cについては、平成26年12月24日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

ウ 徳島県附属機関の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例 (人事課行政改革室)

(ア) 改正の理由

児童福祉法の一部が改正されたこと及び難病の患者に対する医療等に関する法律が制定されたことに鑑み、徳島県小児慢性特定疾病審査会及び徳島県指定難病審査会の委員の定数を条例で定める必要がある。

(イ) 改正の概要

- a 徳島県小児慢性特定疾病審査会の委員の定数を5人以内とし、徳島県指定難病審査会の委員の定数を6人以内とすることとする。

(ウ) 施行期日

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

エ 徳島県震災対策基金条例の一部を改正する条例 (財政課)

(ア) 改正の理由

大規模な自然災害が全国的に増加している状況に鑑み、徳島県震災対策基金について、震災以外の大規模な自然災害から県民の命を守るための対策に要する経費にも充てることができることとすることができなければならない。

(イ) 改正の概要

- a 題名を「徳島県命を守るための大規模災害対策基金条例」に改めることとする。
- b 徳島県命を守るための大規模災害対策基金について、異常な自然現象により生ずる大規模な災害から県民の命を守るための対策として行う当該災害の未然の防止、発生時の応急措置並びに収束後の復旧及び復興に関する事業に要する経費に充てることができることとする。

(ウ) 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 当せん金付証券の発売について (財政課)

ア 提案理由

当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法第4条の規定により、その限度額（10,000,000千円）について議決を経る必要がある。